状況

実施事業所名（　　）　簡易企業型年金に該当するか（　　）

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第１号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第２号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分(平均月額)	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							